

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第46号）に基づき、センターの施設、附属設備又は機械器具（以下「施設等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 指定管理者 センターの施設等を管理・運営する者をいう。
- (2) センター長 センターを管理・運営する統括責任者をいう。
- (3) 入居者 センターに入居している個人及び法人等をいう。
- (4) 利用者 前3号に掲げる者以外の一般の利用者をいう。
- (5) レンタルラボ 個人及び法人等に貸与し、又は貸与することが決定した研究室及び実証室をいう。
- (6) 共用部分 ラウンジ、エントランスホール等の共用する部分をいう。

(利用原則)

第3条 指定管理者、入居者及び利用者（以下「利用者等」という。）は、この規程を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって適正に利用しなければならない。

(利用時間及び休業日)

第4条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) その他、センター長が定める臨時の休業日

3 センターを利用できる時間は、原則として前1項の時間とする。ただし、利用者等が利用時間以外に施設等を利用する必要がある場合は、第9条に則り、センター長の承認を得て利用することができる。

4 気象庁から沖縄本島地方へ津波警報が発令され、知事等から避難勧告または避難指示が出された時、または地震等の自然災害による事故発生が予想される場合には、事故発生防止の為にセンターの利用業務を停止する。台風時の施設利用については、『センター台風来襲による事故発生防止等の措置に関する要項』を遵守するものとする。

(レンタルラボの利用方法)

第5条 レンタルラボへ入居を希望する者は、事前にセンター入居応募申込書（第1号様式）に次に

掲げる書類を添えてセンター長に提出しなければならない。ただし、沖縄県知事が認めた指定管理者が行なう自主事業は、当該規定の限りではない。

- (1) 研究開発等計画書（別紙1）
 - (2) スケジュールおよび資金計画表（別紙2）
 - (3) 誓約書（別紙3）
 - (4) 法人にあつては登記事項証明書の履歴事項証明書、個人にあつては住民票記載事項証明
 - (5) 法人にあつては直近の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表）、個人にあつては収支計算書。ただし、創業1年未満のものについては、決算書の代わりに創立時貸借対照表を提出することができる。
 - (6) 会社案内（パンフレット）等
 - (7) その他センター長が必要と認める書類
- 2 センター長は、前項による申込書の提出があつたときは、入居者選考委員会（以下「委員会」という。）の議に基づき、入居の承認・不承認を決定し、その結果をセンター入居者選考委員会決定通知書（第2号様式）にて通知するものとする。
 - 3 前項の通知書を受け取つた者は、速やかにセンター長へセンター利用許可申請書（第3号様式）を提出するものとする。
 - 4 センター長は、前項の申請書の提出があつたときは、センター利用許可書（第4号様式）にて許可を通知するものとする。
 - 5 センター長は、入居内定者が、センター長の指定する期間内に利用許可申請書を提出しないとき、又は入居申込書の研究開発計画に著しい変更が生じる等利用許可を与えることが不相当であると認められるときは、内定を取消すことができるものとする。この取消しはセンター入居内定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
 - 6 レンタルラボ入居者は、当規程及び『センター施設利用マニュアル（入居者用）』、その他センター長が示す事項等を遵守し、業務を行うものとする。
 - 7 レンタルラボを退去するときは、原則3ヶ月前までにセンター長へセンター退去届（第6号様式）を提出しなければならない。
 - 8 退去の際には原状を回復し、指定管理者立会いの確認を受けなければならない。また、センター長へセンター原状回復承認申請書（第7号様式）を提出し、承認を得なければならない。
 - 9 センター長は前項の申請書の提出があつたときは、センター原状回復承認書（第8号様式）にて承認を通知するものとする。

（会議室等の利用方法）

- 第6条 会議室等の利用を希望する者は、原則3ヶ月前から前日までにセンター長へセンター利用申込書（会議室）（第9号様式）を提出しなければならない。
- 2 会議室等を利用する者は、『会議室利用について』を遵守しなければならない。
- 3 会議室等内の運営は利用者等で行い、利用後は速やかに原状を回復し、指定管理者の立会い確認を受けなければならない。

（駐車場の利用方法）

第 7 条 センターの駐車場を利用する者は、『センター駐車場使用について』を遵守しなければならない。

（時間外の利用方法）

第 8 条 センターの利用時間以外の利用は、やむを得ない理由がある場合のみとし、原則として、利用者は入居者に限る。但し、センター長が認めた場合はその限りではない。

（機械器具の利用方法）

第 9 条 機械器具の利用を希望する者は、事前にセンター長へセンター利用申込書（分析機器・実証機器）（第 10 号様式）を提出し許可を得なければならない。

- 2 機械器具を利用する者は、『分析機器・実証機器利用の手引き』を遵守し、業務を行うものとする。
- 3 機械器具の利用後は速やかに原状を回復し、指定管理者の立会い確認を受けなければならない。

（緊急時の対応）

第 10 条 利用者等は、災害が起こった時の為に備え、『センター緊急時マニュアル』を遵守し、行動しなければならない。

（利用の変更）

第 11 条 利用者等は、申込書の記載事項に変更が生じた場合は、改めてセンター長の承認を得なければならない。

（利用の承認・不承認）

第 12 条 センター長は、利用申込みに対し承認又は不承認を決定し、利用者等に通知するものとする。

（工作物等の設置・施設現状変更）

第 13 条 入居者は、施設の利用に際し工作物等の設置や施設の現状を変更する場合は、センター長へセンター工作物等設置・施設現状変更申込書（第 11 号様式）を提出し、許可を得なければならない。

- 2 センター長は、前項の申込書の提出があったときは、センター工作物等設置・施設現状変更承認書（第 12 号様式）にて許可を通知するものとする。

（入居者の届出）

第 14 条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにセンター長へその旨を届け出なければならない。

- （1）住所又は氏名に変更があったとき、及び法人においてはその法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。
- （2）入居者が解散、合併又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。
- （3）入居者が滞納処分、強制執行、仮差押え、差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又

は再生手続開始の申立をしたとき。

- (4) 入居者に対して会社整理の開始、企業担保権実行手続の開始、破産、更生手続開始又は特別精算開始の申立てがあったとき。
- (5) 入居者が支払い停止の状態に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(利用者等の禁止行為)

第 15 条 センター内においては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 指定された場所以外での飲食又は喫煙行為。
- (2) 火災、爆発、その他危険を生じる恐れのある行為をすること。
- (3) 他の利用者に対する業務妨害、利用毀損、その他不信行為をすること。
- (4) 騒音、振動、異臭等により他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (5) 無許可で物品を設置・放置すること。
- (6) 建物、工作物その他の設置機器を破損又は汚染すること。
- (7) 無許可で設置機器などを持ち出す行為。
- (8) その他前各号に準ずる行為。

2 指定管理者は、センター長の権限により前項の禁止行為をした者に対して、退去命令等を行うことができる。

(利用者等承認の取り消し等)

第 16 条 センター長は、次の各号の一つに該当すると認めるときは、その利用を停止し、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の手段により、利用の承認を得たとき。
- (2) この規程に違反、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 建物、附属設備及び機械器具等の破損する恐れがあるとき。
- (4) 第 15 条で定める利用料金のうち、レンタルラボ入居に係る利用料金を 3 ヶ月以上滞納したとき。
- (5) 管理運営上、必要があると認めるとき。

(立入り検査)

第 17 条 建物の管理上必要があるときは、入居者に通知のうえ室内に立入り、検査を行い、これに適宜の処置を講ずることができる。ただし、非常の場合で、入居者への通知ができないときは、事後すみやかに報告するものとする。

(異常時の措置)

第 18 条 利用者等は、利用中に事故及び機械器具の破損等が発生したときは、直ちに指定管理者に連絡し、指定管理者の指示を受けるものとする。

(利用料金)

第 19 条 施設・機械器具の利用料金は、別表に定めるとおりとする。ただし、センター長が必要と認めた

場合は、減免（第 13 号様式）又は返還することができる。

- 2 施設等において利用する電気・ガス・水道・電話等の費用については、利用者等が負担するものとする。
- 3 利用者等は原則として、指定管理者が定めた方法で利用料を支払うものとする。

（免責事項）

第 20 条 施設等において、指定管理者の責めに帰さない理由により生じた事故及び盗難等による損害については、一切の責任を負わない。

- 2 利用者等の実験データ、ファイル等は、利用者等の責任においてバックアップ作業、消去作業を行うものとする。指定管理者ではこれらデータ、ファイル等の破壊、消失、流出について一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第 21 条 当施設・機械器具及び当センターが権利を有するデータ、ファイルを消去・改ざん・破損した場合は、故意又は過失にかかわらず、その損失にかかる経費を利用者等が負担しなければならない。

- 2 利用者等の利用期間中に発生した機械器具の汚損・破損・紛失・故障等による修理等の経費については、原則として利用者等が負担しなければならない。但し、利用者に帰すべき理由がない場合はその限りではない。

（雑則）

第 22 条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 23 年 3 月 2 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居応募申込書

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

申請者 住所
団体名
代表者名 印

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター研究室及び実証室入居応募申請にあたり、次の内容を申請の参考資料として提出します。

入居希望居室			
入居希望期間	年 月 日 ~	年 月 日	
入居予定者数	人	駐車台数	台
備 考			

- * 入居希望が多くなりますと、ご希望に添えない場合があります。
- * 標準実験室への入居は1企業2室までとなります。備考欄には2室以上利用の場合やご意見を書いてください。
- * 実証室のみの利用は出来ません。

連 絡 先	役職又は担当部署			
	担当者名			
	電話番号		FAX 番号	
	E-Mail			

添付書類

- (1) 別紙1「研究開発等計画書」
- (2) 別紙2「スケジュール及び経営状況表」
- (3) 別紙3「誓約書」
- (4) 法人にあっては登記事項証明書の履歴事項証明書、個人にあっては住民票記載事項証明書
- (5) 法人にあっては直近の決算書、個人にあっては収支計算書。
- (6) 会社案内（パンフレット）等
- (7) その他センター長が必要と認める書類

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居応募 研究開発等計画書

申請者 住所
団体名
代表者名

印

1. 研究開発内容について

(1) 使用目的
(研究開発の背景・目的)

(入居を必要とする理由)

(2) 研究内容

(3) 現在までの進捗状況
(これまでの研究開発状況)

(産学官連携等の実績)

(知的所有権の状況)

(4) 研究開発等の体制

(5) 研究開発内容の安全性

2. 事業計画について

(1) 事業目標

(2) 事業計画期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

(3) 事業展開の構想

(4) スケジュール

別紙2「スケジュールおよび経営状況等」のとおり

3. 経営状況等について

(1) 研究開発等の資金確保について

(2) 競争的研究費等の取得について

1	年度	
	配分機関	
	事業名・制度名	
	金額	
	事業の概要	
	備考	

(3) 資金計画

別紙2「スケジュールおよび経営状況等」のとおり

4. 県経済への波及効果

(1) 県内バイオ関連産業への波及効果について

(2) 新規雇用計画等について

(3) 新たにセンター以外の県内に事業所等を設置する計画の有無

有 無

(4) 設置計画の概要について

スケジュール及び資金計画表

別紙2

企業名： _____

項 目	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
研究開発等スケジュール					
研究開発等に係る費用（単位：円）					
研究開発費等の調達法（単位：円）					
従業員数(人)・・・会社全体					
従業員数(人)・・・センター利用者					
新規雇用予定者数(人)					

誓 約 書

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

法 人 名

代表者名

印

私は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターへの入居応募するにあたり、沖縄県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

(参考)

沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年 7 月 沖縄県条例第 35 号）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 法律第 77 号）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(中略)

- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

第 2 号様式（第 5 条関係）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居者選考委員会決定通知書

年 月 日

殿

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 印

年 月 日に提出された申込書（第 1 号様式）につきまして、年 月 日に開催されました
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居者選考委員会において、下記の通り決定しましたので通知
いたします。

1. 承認

2. 不承認

第3号様式（第5条関連）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用許可申請書

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

申請者 住所
団体名
代表者名 印

次のとおり利用許可申請いたします。

入居申請室			
入居目的			
研究等の内容			
入居許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
入居人数	人	駐車台数	台
利用責任者			
連絡先 TEL		E - M a i l	
その他			

第4号様式（第5条関係）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用許可書

年 月 日

殿

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 印

次のとおりセンターの利用を許可します。

入居許可室			
入居目的			
入居許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
入居人数	人	駐車台数	台
利用の条件	「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例」及び「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則」並びに「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用規定」を遵守すること。		

第 5 号様式（第 5 条関係）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居内定取消通知書

年 月 日

殿

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 印

年 月 日に通知いたしました沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居者選考委員会決定通知書にて承認されました入居応募につきまして、下記理由により内定を取り消すことをここに通知いたします。

記

以上

第 6 号様式（第 5 条関連）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター退去届

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

申請者 住所
団体名
代表者名 印

下記のとおりセンターを退去しますので届け出ます。

入居許可室		
退去日	年 月 日	
入居許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
退去の理由		
退去後の連絡先	住 所	
	連 絡 先	
現 所 変 更 に つ い て	入居期間内の 現状変更の有無	有 ・ 無
	現状変更の内容：	

第7号様式（第5条関連）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター原状回復承認申請書

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

申請者 住所
団体名
代表者名

印

次のとおり工作物等の原状回復をしたので確認をお願いします。

原状回復箇所	研究棟（ 号室） 実証棟（ 号室） 管理棟（ 号室）
工事の内容	・
備考	・

第 8 号様式（第 5 条関連）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター原状回復承認書

年 月 日

殿

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 印

年 月 日に提出された原状回復承認申請書（第 7 号様式）につきまして、下記内容の原状回復が行われた事を承認いたします。

原状回復箇所	研究棟（ 号室） 実証棟（ 号室） 管理棟（ 号室）
工事の内容	.

第9号様式（第6条関連）

センター長	担当者

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用申込書（会議室）

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 へ

〒

住 所	
団 体 名	印
代 表 者 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

会議室等の利用について下記の通り、申込みます。

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
利 用 場 所	<input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 第3会議室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 小会議室 ()		
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> セミナー <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 ()		
館内案内表示 (案内表示を希望される 場合はご記入ください)	利 用 者 名		
	行 事 名		
附 属 設 備 (有 料)	<input type="checkbox"/> 冷房 <input type="checkbox"/> 液晶プロジェクター (スクリーン込み) <input type="checkbox"/> ポータブルアンプ (有線マイク1本付) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> レクチャーアンプ (教壇型・研修室のみ) <input type="checkbox"/> Wi-Fiルーター (無料)		
利 用 予 定 人 数	人	車 両	台 <small>駐車スペースには限りがございますので、乗り合わせでご利用ください</small>
支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 当日直接現金払い <input type="checkbox"/> 請求書払い		
備 考			

(注)

- 1 利用場所、附属設備、支払方法は該当事項に✓印をつけてください。附属設備の利用時間は利用場所と同一時間とさせていただきます。
- 2 利用日の前営業日までに申請書を提出してください。
- 3 キャンセルのご連絡は前営業日までの開館時間（8:30~17:00）までとさせていただきます。
当日のキャンセル・変更には、キャンセル料が発生いたします。（前日まで・・・0%、当日・・・100%）
- 4 会場の設営に関しては、利用者側で行い、利用後は元の位置に戻してください。
- 5 利用は開館時間（8:30~17:00）となります。また、利用期間には会場設営にかかる時間を含めて申込を行ってください。
- 6 火気厳禁。ゴミは各自でお持ち帰りください。
- 7 バイオセンター関係条例、規程等を遵守してください。その他疑問点等がありましたら、担当者ご連絡調整してください。

指定管理者使用欄

利用場所	単価	数量	金額 (円)	冷房料金	数量	金額 (円)	附属設備	単価	数量	金額 (円)
第1会議室	610円/h			400円/h			液晶プロジェクター	1,280円/h		
第2会議室	450円/h			290円/h			ワイヤレスアンプ	500円/h		
第3会議室	680円/h			450円/h			ワイヤレスマイク	400円/h		
研修室	1,060円/h			710円/h			レクチャーアンプ	500円/h		
小会議室	110円/h			80円/h			Wi-Fi			
							金額 (円)			

第10号様式（第9条関連）

センター長	担当者

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用申込書（分析機器・実証機器）

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

〒

住 所

団 体 名 印

代 表 者 名

担 当 者 名

電 話 番 号

分析機器・実証機器の利用について下記の通り、申込みます。

利 用 期 間	開 始 日 時	年 月 日 ()	時 分
	終 了 日 時	年 月 日 ()	時 分
機 器 区 分	<input type="checkbox"/> 分析機器 <input type="checkbox"/> 実証機器		
利 用 場 所	<input type="checkbox"/> 研究棟 <input type="checkbox"/> 実証棟 (部屋番号)		
利 用 機 器 名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者		利用人数	人
支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 当日直接現金払い <input type="checkbox"/> 請求書払い		
備 考 欄			

(注)

- 1 機器区分、利用場所、支払方法は該当事項に✓印をつけてください。
- 2 使用日の前営業日までに申請書を提出してください。
- 3 申込者の記載については、記名押印をしてください。
- 4 利用は開館時間（8：30～17：00）となります。
- 5 バイオセンター関係条例、規程等を遵守してください。
- 6 その他疑問点等がありましたら、担当者と連絡調整してください。

指定管理者使用欄

利用機器		室料		利用電力量		蒸気利用量		水道利用量	
利用時間		利用日数		100V	KWh	利用量	m ³	利用量	m ³
減免	あり なし	減免	あり なし	200V	KWh				

第 11 号様式（第 13 条関連）

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター-工作物等設置・施設現状変更申込書

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

申請者 住所
団体名
代表者名 印

次のとおり工作物の設置・施設の現状変更について申込みます。
施設利用が終了した際には、速やかに原状回復いたします。

設置・工事の目的	
設置・工事の箇所	
設置・工事 予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
設置・工事の内容	
備考	

第 12 号様式 (第 13 条関連)

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター工作物等設置・施設現状変更承認書

年 月 日

殿

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 印

年 月 日に提出された工作物等設置・現状変更申込書（第 11 号様式）につきまして、下記内容にて行う事を承認いたします。

設置・工事の目的	
設置・工事の箇所	
設置・工事 予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
設置・工事の内容	
施工上の条件	1. 施工にあたっては、既存の建物や構築物等に損傷を与えないよう十分に配慮する事。 2. 施工にあたり、指定管理者の指示があればこれに従う事。 3. 施設の利用を終了した時、または使用許可を取消された時は直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。 4. 退去時の原状回復にかかる費用は、使用者の負担とする。 5. 当該現状変更により、施設または設備等に損傷を与えた場合は、その賠償を行う事。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用料金減免申込書

年 月 日

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
センター長 あて

申請者 住所
団体名
代表者名

印

次のとおり利用料金の減免・免除を申込みます。

研究等の名称			
利用場所・機器			
利用期間	部屋	年 月 日 ~ 年 月 日	
	機器	開始	年 月 日 時 分
		終了	年 月 日 時 分
減免・免除を 申し込む理由	対象		割合
	<input type="checkbox"/>	沖縄県が使用する場合（ただし、知事部局以外が使用する場合は、研究開発に伴う利用の場合に限る）	免除
	<input type="checkbox"/>	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用者が災害により利用できなかった場合	免除
	<input type="checkbox"/>	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの研究室に入居する者が分析機器室等の機械器具を利用する場合	免除
	<input type="checkbox"/>	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター利用者が分析機器室等の遠心分離機、純水・超純水製造装置、製氷器又は実証室の冷却水循環装置を利用する場合	免除
	<input type="checkbox"/>	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター入居企業が実証棟の機械器具を利用する場合	2割5分
	<input type="checkbox"/>	沖縄バイオ産業振興センター入居企業が分析機器室等の機械器具を利用する場合	7割5分
	<input type="checkbox"/>	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター施設（会議室・研修室を除く）及び機械器具を利用する者が、中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、創業の日（法人の場合に合っては設立（合併による設立を除く。）の日、個人の場合にあっては事業を開始した日）から5年を経過していない者である場合	2割5分
<input type="checkbox"/>	指定管理者が、センターの利用促進、企業誘致を目的に実施する視察等で利用する場合	免除	
備考			